

5 東彼杵町規則第 23 号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 15 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第2条の2 <u>前条</u>の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</p> <p>（時間外勤務代休時間の指定）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 職員の育児休業等に関する条例 <u>（平成4年3月13日条例第</u></p>	<p>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第2条の2 <u>第2条</u>の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</p> <p>（時間外勤務代休時間の指定）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 職員の育児休業等に関する条例 _____</p>

3号)第15条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第15条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) (略)

3～7 (略)

(年次有給休暇の日数)

第11条 (略)

2 前項の規定に関わらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年7月31日法律第289号)適用職員等(条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用月に応じた別表第1の年次休暇の日数に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用し

____第15条又は第18条の規定により読み替えられた給与条例第15条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) (略)

3～7 (略)

(年次有給休暇の日数)

第11条 (略)

2 前項の規定に関わらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法_____第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) (略)

(2) 当該年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律____適用職員等(条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用月に応じた別表第1の年次休暇の日数に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用し

た年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2～5 （略）

（特別休暇）

第14条 条例第14条の町規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1）～（10） （略）

（11） 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その看護（負傷し、又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（その養育する義務教育終了前の子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（12）～（25） （略）

2～5 （略）

た年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2～5 （略）

（特別休暇）

第14条 条例第14条の町規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

（1）～（10） （略）

（11） 中学1年生の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その看護（負傷し、若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（12）～（25） （略）

2～5 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し令和5年度から適用する。